

伊 勢 市 公 報

第 124 号
平成 23 年 1 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市平家の里利用施設条例を廃止する条例	7
○ 伊勢市矢持会館条例	9
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	16
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	18
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	19
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定の取消しについて	20
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域について	21
公 告	
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画変更の縦覧について	23
○ 伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定(案)の公表の公告について	24
○ 都市公園の廃止について	27
○ 伊勢市農地利用集積円滑化事業規程について	28
○ 農用地利用集積計画について	29

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 2 の項中「58 万円」を「53 万円」に、「90 万円」を「82 万円」に、「109 万円」を「99 万円」に、「121 万円」を「110 万円」に、「154 万円」を「140 万円」に、「180 万円」を「164 万円」に、「423 万円」を「385 万円」に、「559 万円」を「509 万円」に、「691 万円」を「629 万円」に、「123 万円」を「112 万円」に、「146 万円」を「133 万円」に、「163 万円」を「148 万円」に、「201 万円」を「183 万円」に、「233 万円」を「212 万円」に、「476 万円」を「433 万円」に、「620 万円」を「557 万円」に、「744 万円」を「677 万円」に、「632 万円」を「575 万円」に、「797 万円」を「725 万円」に、「1,180 万円」を「1,070 万円」に改め、同表 7 の項中「45 万円」を「41 万円」に、「59 万円」を「54 万円」に、「77 万円」を「70 万円」に、「101 万円」を「92 万円」に、「114 万円」を「104 万円」に、「176 万円」を「160 万円」に、「200 万円」を「182 万円」に、「223 万円」を「203 万円」に、「54 万円」を「49 万円」に、「69 万円」を「63 万円」に、「104 万円」を「95 万円」に、「144 万円」を「131 万円」に、「181 万円」を「165 万円」に、「349 万円」を「318 万円」に、「428 万円」を「389 万円」に、「489 万円」を「445 万円」に、「1,000 万円」を「910 万円」に、「1,360 万円」を「1,240 万円」に、「1,870 万円」を「1,700 万円」に改め、同表 9 の項中「34 万円」を「31 万円」に、「45 万円」を「41 万円」に、「79 万円」を「72 万円」に、「101 万円」を「92 万円」に、「127 万円」を「116 万円」に、「311 万円」を「283 万円」に、「381 万円」を「347 万円」に、「440 万円」を「400 万円」に、「292 万円」を「266 万円」に、「350 万円」を「319 万円」に、「526 万円」を「479 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 40 号

伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 132
号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市平家の里利用施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 41 号

伊勢市平家の里利用施設条例を廃止する条例

伊勢市平家の里利用施設条例（平成 18 年伊勢市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市矢持会館条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 42 号

伊勢市矢持会館条例

(設置)

第 1 条 地域住民のふれあいの場に供し、交流活動を通じた地域づくりの推進を図るための集会施設として、伊勢市矢持会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 会館は、伊勢市矢持町下村 416 番地 3 に置く。

(指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、会館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第 5 条 会館の利用時間は、午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 会館の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、

休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

(利用の許可)

第7条 会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは会館の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなく

なったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 会館の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により会館の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館を利用することができない。

2 利用者は、会館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 利用者は、会館の利用に当たり、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、会館の利用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、直ちに、利用場所及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 利用者は、故意又は過失により会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

利用区分	単位	利用料金	
		施設	冷暖房
会議室 1	1 時間当たり	720 円	610 円
会議室 2	〃	510 円	
会議室 3	〃	510 円	

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 43 号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

別表中	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。	日額	1 平方メートル	37 円	を

競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。	伊勢市 宮川堤 公園芝 生広場	日額		10,920 円	に改める。
	その他の公園	日額	1 平方メートル	37 円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公園の利用に係る使用料から適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 44 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 22 年 12 月 20 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 27 日（月）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 発議第 1 号 委員長選挙について
 発議第 2 号 委員長職務代理者の指定について

* 発議第 1 号及び第 2 号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

伊勢市上下水道事業告示第 40 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
347	向原水道株式会社	志摩市磯部町恵利原 1090 番地 1	平成 22 年 12 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 41 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
334	セントラルクリ ーンサービス	津市岩田 1 2 番 5 号	平成 22 年 12 月 22 日

伊勢市上下水道事業告示第 42 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

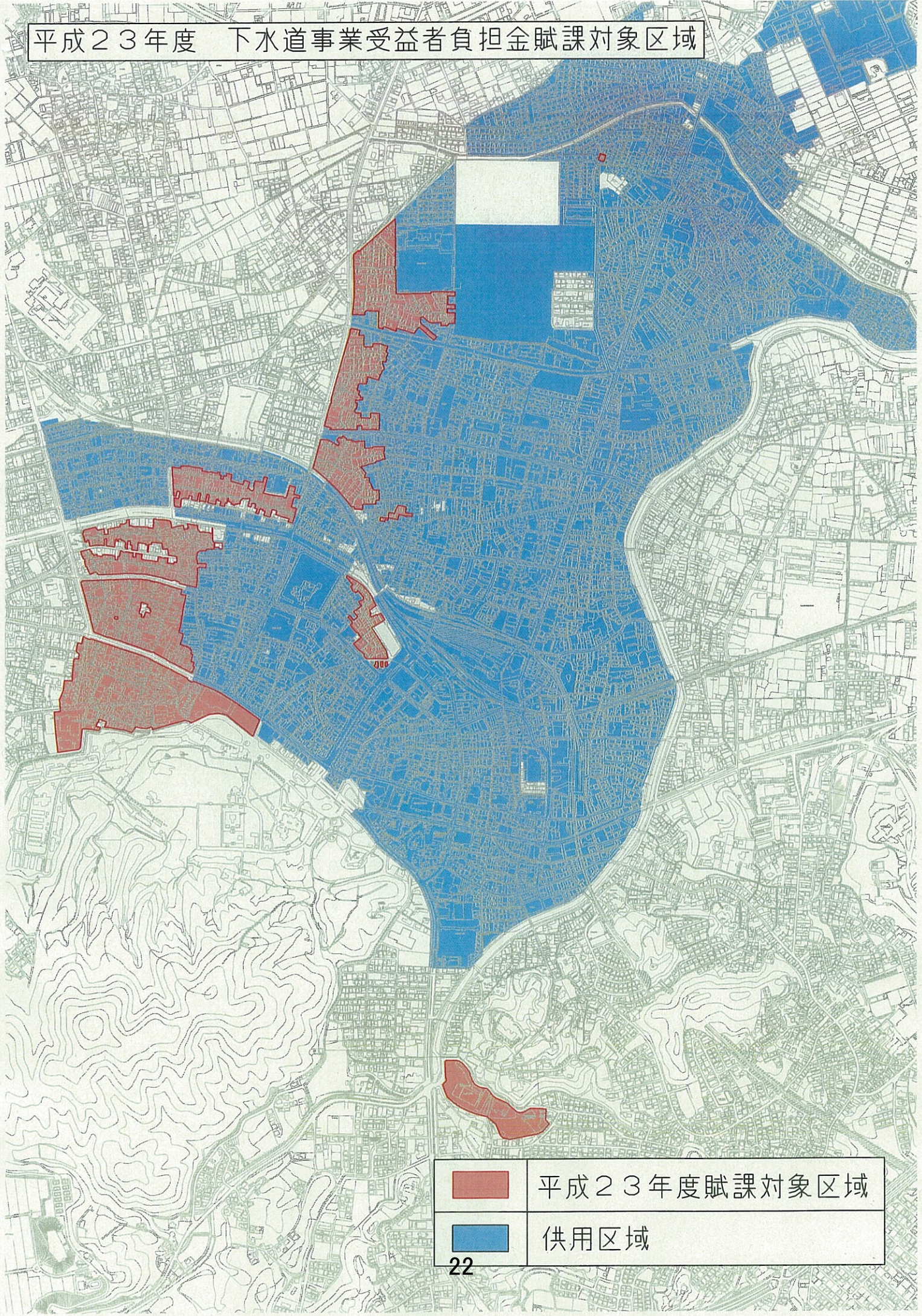
平成 22 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 23 年度賦課対象区域

船江 4 丁目、本町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、
一之木 2 丁目、一之木 3 丁目、一之木 5 丁目、一志町、
八日市場町、大世古 1 丁目、大世古 2 丁目、曾祢 1 丁目、
宮町 1 丁目及び勢田町の各一部

平成23年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



平成23年度賦課対象区域



供用区域

伊勢市公告第 79 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 22 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間
自 平成 22 年 12 月 17 日
至 平成 23 年 1 月 17 日

- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階
郵送 〒516-8501
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-22-0370
F A X 0596-21-5605
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

- 3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
意見の要旨及び住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 80 号

伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定を行いたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）を公表します。

なお、伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 22 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 22 年 12 月 24 日（金）

至 平成 23 年 1 月 14 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市

計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成23年1月14日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 81 号

都市公園の廃止について

次のとおり都市公園を廃止するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 22 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 廃止する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
江（漁港区域内）公園	伊勢市二見町江字沖浜新田 1109 番 31

2 廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 廃止の期日 平成 22 年 11 月 19 日

伊勢市公告第 82 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 第 1 項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程を定めましたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

平成 22 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 農地利用集積円滑化事業の種類

農地所有者代理事業

2 事業実施地域

伊勢市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）

伊勢市公告第 83 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。